

○ 臨床研究法案に対する修正案 新旧対照条文
臨床研究法案(第九十回国会閣法第五十六号)

(傍線部分は修正部分)

修正後	修正前
<p>附則</p> <p>(独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の一部改正)</p> <p>第六条 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第十五条第一項に次の一号を加える。</p> <p>八 特定臨床研究(臨床研究法(平成二十九年法律第 号)第二条第二項に規定する特定臨床研究をいう。)に関する次に掲げる業務</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>(略)</p> <p>(厚生労働省設置法の一部改正)</p> <p>第七条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第八条第一項第四号中「再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成二十五年法律第八十五号)」の下に「臨床研究法(平成二十九年法律第 号)」を加える。</p>	<p>附則</p> <p>(独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の一部改正)</p> <p>第六条 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第十五条第一項に次の一号を加える。</p> <p>八 特定臨床研究(臨床研究法(平成二十八年法律第 号)第二条第二項に規定する特定臨床研究をいう。)に関する次に掲げる業務</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>(略)</p> <p>(厚生労働省設置法の一部改正)</p> <p>第七条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第八条第一項第四号中「再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成二十五年法律第八十五号)」の下に「臨床研究法(平成二十八年法律第 号)」を加える。</p>